

自転車駐車場の附置義務制度について

1 概要

平成 28 年 6 月に策定した「横浜市自転車総合計画」に基づき、駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅において、自転車駐車場（以下、「駐輪場」という。）の附置を義務化する制度を検討しています。

2 現状

本市の放置自転車対策は、昭和 60 年に制定した「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、市営駐輪場の整備や放置自転車の移動作業等を行ってきました。これにより、駅周辺の放置自転車等の状況は大きく改善されてきていますが、一部の地域では依然として、買い物などで店舗等を利用する方の放置自転車が発生しています。

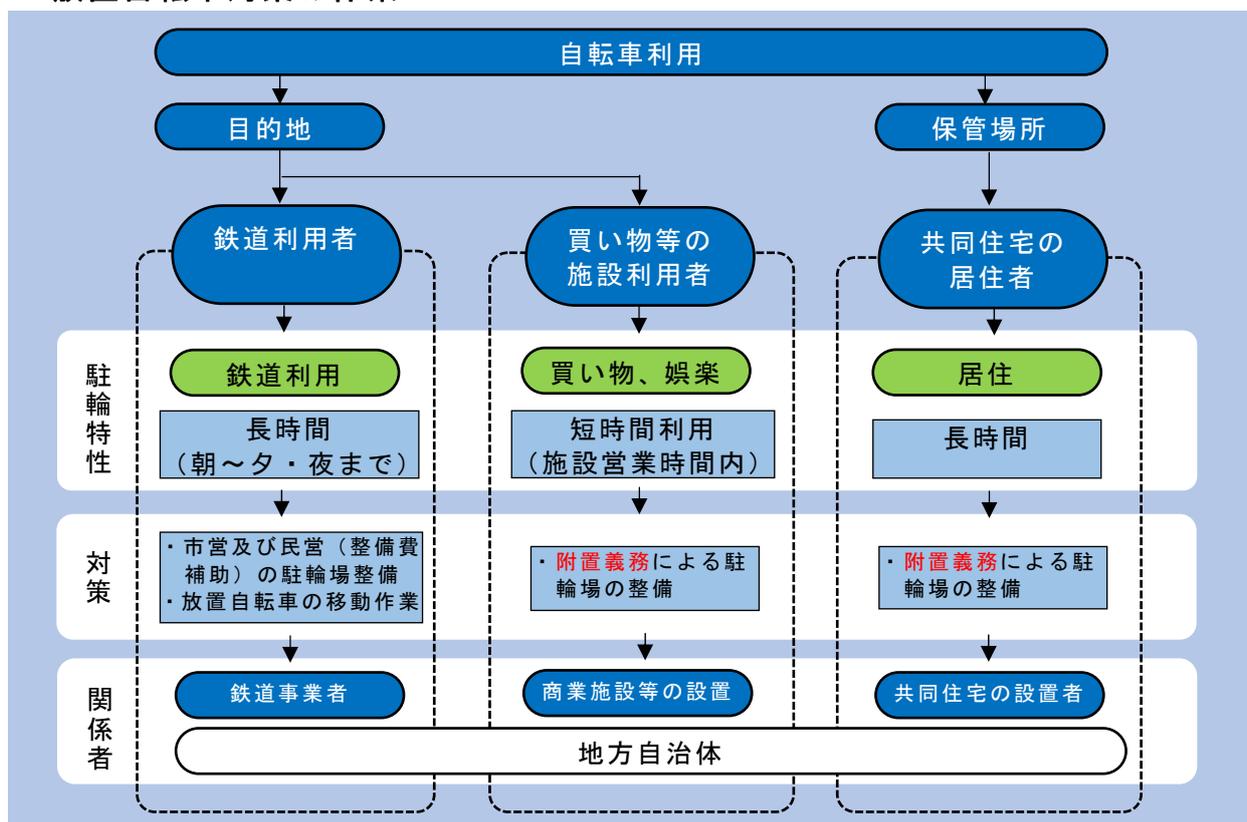
店舗等への来訪者が利用する駐輪場は、集客施設側で整備すべきですが、現在本市では一部を除き*集客施設に駐輪場の設置を求める制度がありません。

また、共同住宅についても、一部を除き*駐輪場の設置を求める制度がなく、マンション等の周辺に自転車等が放置されている状況があります。

※ 商業施設については「大規模小売店舗立地法」に基づき 1,000 ㎡以上の小売店舗に、

共同住宅については「横浜市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準」により、10 戸以上のワンルーム建築物に、駐輪場の設置を指導しています。

3 放置自転車対策の体系



4 他都市の状況

政令指定都市では、本市及び浜松市以外の 18 市で、商業施設等に駐輪場の設置を義務付ける条例を制定しています。なお、浜松市では要綱により指導しています。

5 今後の予定

今後、他都市の制度や、「標準自転車駐車場附置義務条例（旧建設省通達）」を参考に、対象エリアや業種の選定等の制度設計を進め、できるだけ早期に制度化していきます。